

# Attorneys-at-Law 合灣國際專利法律事務所

## 台湾の特許関連出願における連合面接プログラムのご案内

### 一、目的

産業界、学会及び個人の研究開発成果に対し早期に特許の保護を与えるために台湾特許庁は、特許関連出願における連合面接プログラムを 2012 年 10 月 1 日から導入した。特許出願の同一出願人は初審査の段階において同一の技術内容に関連する複数の特許出願をまとめて一度の面接にて審査官に発明内容を説明することができ、これにより審査官が迅速に発明の内容を理解できるので、審査の効率が高まり、出願人も早期に権利を取得することがきる。

### 二、定義:

- (1) 特許関連出願:初審査の段階において同一出願人の提出した同一技術発明に関連する一連の特許出願。
- (2) 連合面接:上記の同一技術発明を有する複数の関連特許出願について、同一の時間、場所にて面接作業を行うこと。

#### 三、受理範囲

特許庁が半年に一回、毎年の1月、7月に「特許発明関連出願における連合面接の受理範囲」を公告する。(添付書類0ご参照)

### 四、実施方法

出願人は、上記の公告範囲内に属する出願について関係書類を添付して特許 庁に連合面接を申請することができる。連合面接一度につき請求できる特許出 願の件数は10件を限度とする。

#### 五、申請要件

次の要件に全て合致した初審査を受けている特許出願について出願人自ら又は代理人に委任して連合面接を申請することができる。

- (1) 同一出願人の提出した特許出願。
- (2) 同一技術発明を有する関連の特許出願。
- (3) 既に実体審査請求済み、且つ、公開公報に公開された特許出願。



# Attorneys-at-Law 合灣國際專利法律事務所

- (4) 国内優先権主張の基礎出願ではない特許出願。
- (5) 審査意見通知書を受けていない特許出願。

### 六、提出書類

- (1) 特許関連出願の連合面接の申請書(添付書類1)(中文のみ)
- (2) 特許関連出願の案件リスト(添付書類 2)(中文のみ)
- (3) 特許関連出願の関連技術の説明書(添付書類3)
- (4) 委任状:全ての特許関連出願の連合面接を行う権限が与えられたことを示すもの。例えば、連合面接を申請した特許関連出願が異なる代理人による出願代理であって、その内連合面接の委任が与えられた代理人が何件かの特許出願の代理人でない場合、連合面接を申請した全ての特許関連出願の代理権を示す委任状を提出しなければならない。

上記の書類のほかに、特許関連出願と関係のある先行技術のサーチレポート、文献資料、外国対応出願の審査結果資料及び審査官の早期審査に有利な書類などの資料を併せて添付して提出してもよい。

### 七、申請作業の流れ

- (1) 連合面接を申請する場合、出願人は上記の「六、提出書類」に記載された書類を提出しなければならない。提出書類に不備があれば、特許庁は、期限付きの補正指令を発し、期限内に補正がなかった場合、連合面接の請求を無効とし、通知書を発行せずに通常の審査に戻る。
- (2) 特許関連出願の一部又は全部の出願が、次の状況のいずれかに該当する場合、特許庁は電話にて連合面接を受理しないことを出願人に連絡する。:
  - 1、前記の「三、受理範囲」又は「五、申請要件」の規定に違反する。
  - 2、前記の「四、実施方法」の件数規定に違反する場合、審査官は全体の発明技術の関連性を判断して連合面接を受けるか否かの判断を下す。
- (3) 前記の全ての規定に合致するものについて、審査官は書類完備後の ーヶ月以内に出願人とコンタクトを取って連合面接の時間と場所 を決めた後、通知書にて連合面接の時間と場所を出願人に通知する。
- (4) 連合面接の際に、出願人は各出願の発明技術内容及びクレームの内容を説明すべきであり、且つ、おのおのの請求項について特許を与



# Attorneys-at-Law 合變 國際事利法律事務所

えるべき理由を説明する。

(5) 連合面接後、原則として3ヶ月以内に審査結果(審査意見通知書又は査定書)が発行される。又は、連合面接後、出願人が審査官の指示に従って期限内に補正書又は上申書を提出した場合、その提出日より3ヶ月以内に審査結果が発行される。

### 八、注意事項

- (1) 特許庁が配布している面接請求要項の第 2 項の規定に従って、出願人の申請により審査官は職権に基づいて出願人に連合面接を通知する。
- (2) 連合面接を行った出願については、連合面接の後に出願を取り下げても審査請求費の返還請求は不可である。

### \*ご注意:

ご使用のコンピュータがオンライン接続状態であることをご確認ください。

台湾国際専利法律事務所 所長 弁護士・弁理士 林志剛 J. K. Lin, Esq. Director, Patent Attorney & Attorney-at-Law TIPLO Attorneys-at-Law

Also/ Taiwan International Patent & Law Office

7th Floor, We sheng Building

No. 125, Nanking East Road, Sec. 2

Taipei, Taiwan

Tel: 886-2-2507-2811

Fax: 886-2-2508-3711, 2506-6971 E-mail: J.K.Lin@tiplo.com.tw http://www.tiplo.com.tw

\_\_\_\_\_\_

**NOTICE:** The mail and all attachments hereto are **confidential and privileged.** They are intended for the named recipient(s) only. Use, communication, disclosure, copying, dissemination or distribution of any material in this mail in any manner in any form by any person other than the named recipient(s) is strictly prohibited. If you have received this mail in error, please notify the sender by reply mail immediately and delete this mail from your system and destroy all copies thereof. Thank you.